

令和 8 年度

埼玉県出張理美容師衛生講習



埼玉県のマスコット
コバトン

埼玉県保健医療部生活衛生課

目 次

	頁
資料	
(1) 「出張理美容に関する衛生法規について」	3
(2) 「出張理美容に関する衛生上必要な措置について」	1 4
(3) 理容師法・理容師法施行令・理容師法施行規則（抜粋）	2 5
理容師法施行条例・理容師法施行細則（埼玉県）	2 7
(4) 美容師法・美容師法施行令・美容師法施行規則（抜粋）	3 2
美容師法施行条例・美容師法施行細則（埼玉県）	3 4
(5) 出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について	3 9
(6) 新しい消毒方法を実行しましょう （全国生活衛生営業指導センター作成パンフレット）	4 4
(7) 適切な洗浄・消毒をしていますか？ （埼玉県作成リーフレット）	5 2
(8) アタマジラミ注意報！ （埼玉県作成リーフレット）	5 6
(9) 酸化染料を含むヘナ製品によるアナフィラキシーが発生 （独立行政法人国民生活センターリーフレット）	5 8

出張理美容に関する 衛生法規について



埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県保健医療部生活衛生課
環境衛生・ビル監視担当

1

埼玉県マスコット「コバトン&さいたまっち」以下略。



講習内容

1. 埼玉県出張理美容師衛生講習について
2. 関係法令について
3. その他
 - ・ ヘアカラーによるアレルギーについて
 - ・ かつら用ヘナ製品によるアナフィラキシーの発生について

2

埼玉県出張理美容師衛生講習について

■理容師法施行条例、美容師法施行条例の改正

(平成29年12月25日施行)

- 理容師法施行条例、美容師法施行条例 第7条
- ・ 理(美)容所に所属しない理(美)容師であって、**出張理(美)容のみを行うものは**、衛生上の措置に関する知識を修得するための**知事が指定する講習を受けなければならない。**

※川越市、越谷市、川口市でも同様の規定です。



3

埼玉県出張理美容師衛生講習について

■理容師法施行細則、美容師法施行細則の改正

●理容師法施行細則、美容師法施行細則 第3条

- ・ 条例第7条に規定する理(美)容師は、届出をした日から1年以内に第1回の同条の規定による講習(以下この条において「講習」という。)を受けなければならない。
- ・ 条例第7条に規定する理(美)容師は、前項の第1回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して**3年の期間ごとに**講習を受けなければならない。

4

埼玉県出張理美容師衛生講習について

■受講対象者には生活衛生課から通知

(川越市、越谷市、川口市に出張される方は各市からも通知が届きます。)

■受講者には修了証を交付

修了証は出張する際に携帯してください。



5

出張理美容師に係る届出について

■出張理美容届出事項変更届

住所や氏名の変更、出張先の追加や変更、理美容所に所属した等、届出内容に変更が生じたとき

■出張理美容廃業届

出張理美容をやめるとき

■届出先

出張理美容届を提出した保健所長



6

埼玉県内の保健所

県保健所

保健所名	担当区域
南部保健所	蕨市、戸田市
朝霞保健所	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部保健所	春日部市、松伏町
草加保健所	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣保健所	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山保健所	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
坂戸保健所	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山保健所	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
加須保健所	行田市、加須市、羽生市
幸手保健所	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉野町
熊谷保健所	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄保健所	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健所	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

保健所設置市

保健所名	担当区域
さいたま市保健所	さいたま市
川越市保健所	川越市
川口市保健所	川口市
越谷市保健所	越谷市



各保健所の連絡先は県ホームページから御確認ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/hokenjo.html>



7

法体系

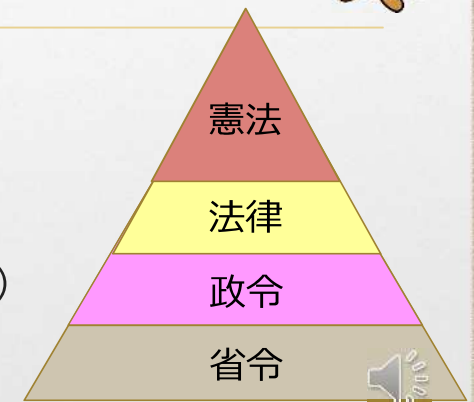


■国

法律—政令—省令

■地方公共団体

条例—規則（細則）



8

理容師法・美容師法

◆目的

■理容師法 第1条

- この法律は、理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

■美容師法 第1条

- この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

9

理容・美容の定義



■理容師法 第1条の2

- 理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、**容姿を整えること**をいう。
- 2 この法律で理容師とは、**理容を業とする者**をいう。
- 3 この法律で、理容所とは、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

10

理容・美容の定義



■美容師法 第2条

- 美容とは、パーマントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、**容姿を美しくすること**をいう。
- 2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて**美容を業とする者**をいう。
- 3 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

11

無免許営業の禁止

■理容師法 第6条

- 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

■美容師法 第6条

- 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

12

出張理容・出張美容

■理容師法 第6条の2

- 理容師は、**理容所以外において、その業をしてはならない**。但し、政令で定めるところにより、**特別の事情がある場合**には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

■美容師法 第7条

- 美容師は、**美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない**。ただし、政令で定める**特別の事情がある場合**には、この限りでない。

13

出張理容・出張美容



■理容師法施行令 第4条

- 理容師が法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。
 1. 疾病その他の理由により、**理容所に来ることができない者**に対して理容を行う場合
 2. **婚礼その他の儀式に参列する者**に対してその儀式の直前に理容を行う場合
 3. 前2号のほか、都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区)が**条例で定める場合**

14

出張理容・出張美容



■美容師法施行令 第4条

- 美容師が法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。
 1. 疾病その他の理由により、**美容所に来ることができない者**に対して美容を行う場合
 2. **婚礼その他の儀式に参列する者**に対してその儀式の直前に美容を行う場合
 3. 前2号のほか、都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区)が**条例で定める場合**

15

出張理容・出張美容

■理容所、美容所に来ることができない者とは

- 厚生労働省が対象範囲を拡大
(平成28年3月24日生食衛発0324第1号生活衛生課長通知)
- 疾病の状態にある者
- **要介護状態等(骨折、認知症、障害、寝たきり等)で理美容所に来ることが困難な者**



16

出張理容・出張美容

● 家族である乳幼児の育児、高齢者等の介護を行っている者

(他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、当該家族を残して理美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難な場合)



17

出張理容・出張美容

■ 条例で定める場合とは

● 理容師法施行条例・美容師法施行条例 第4条

1. 付近に理・美容所のないへき地に出張して理・美容を行う場合
2. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第2条第1号に規定する被収容者又は同条第2号に規定する被留置者に対して理・美容を行う場合
3. 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理・美容を行う場合
4. 前3号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
(現在、規則で定めているものはなし。)

18

出張理容・出張美容

■ 出張理容・出張美容における留意点

- 出張理容・出張美容を行う際には、**理容師又は美容師であることを証明するもの**(免許証の本証又は写し)を**持参**し、利用者等から求めがあった場合にはそれを**提示**すること。

(R8.3.26「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」の一部改正)

19

理容の業を行う場合に講ずべき措置

■ 理容師法 第9条

- 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 皮ふに接する布片及び器具は、これを**清潔に保つ**こと。
- 2 皮ふに接する**布片は、客一人ごとにこれを取りかえ**、皮ふに接する**器具は、客一人ごとにこれを消毒**すること。
- 3 その他都道府県が**条例で定める衛生上必要な措置**

20

理容の業を行う場合に講ずべき措置

■理容師法施行条例 第2条

1. 就業中は、身体を清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること。
2. 客一人ごとに手指を石けん等で洗うこと。
3. 顔そりのときは、清潔なマスクを使用すること。
4. 理容に直接使用する客用の布片は、清潔なものを使用すること。
5. 皮膚に接する布片等は、客一人ごとに、次に掲げる方法により消毒を行ったものと取り替えること。

21

理容の業を行う場合に講ずべき措置

- イ 血液が付着しているもの又はその疑いがあるものは、理容師法施行規則第25条第1号に規定するいずれかの方法によること。
 - ロ イに規定するもの以外のものは、省令第25条第1号又は第2号ハ、ホ若しくはヘに規定するいずれかの方法によること。
6. 紙製の首巻き、まくら当て等は、客一人ごとに廃棄すること。
 7. そり毛用の石けん水は、客一人ごとに廃棄すること。
 8. 消毒液は、毎週一回以上（汚濁した場合は、その都度）取り替えること。
 9. 消毒済の器具は、未消毒の器具と区別した場所に置き、これを標示しておくこと。

22

出張理容を行う場合の 衛生上必要な措置



■理容師法施行条例 第5条

- ・ 法第6条の2ただし書の規定による理容所以外の場所における業を行う理容師が講ずべき法第9条第3号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第2条に掲げるもののほか、次のとおりとする。
1. 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。
 2. 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置

23

美容の業を行う場合に講ずべき措置

■美容師法 第8条

- ・ 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 1 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具を清潔に保つこと。
 - 2 皮膚に接する布片を客一人ごとに取り替え、皮膚に接する器具を客一人ごとに消毒すること。
 - 3 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

24

美容の業を行う場合に講ずべき措置

■美容師法施行条例 第2条

1. 就業中は、身体を清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること。
2. 客一人ごとに手指を石けん等で洗うこと。
3. 美容に直接使用する客用の布片は、清潔なものを使用すること。
4. 皮膚に接する布片等は、客一人ごとに、次に掲げる方法により消毒を行ったものと取り替えること。

イ 血液が付着しているもの又はその疑いがあるものは、美容師法施行規則第25条第1号に規定するいずれかの方法によること。

25

美容の業を行う場合に講ずべき措置

ロ イに規定するもの以外のものは、省令第25条第1号又は第2号ハ、ホ若しくはヘに規定するいずれかの方法によること。

5. 紙製の首巻き、まくら当て等は、客一人ごとに廃棄すること。
6. 消毒液は、毎週1回以上（汚濁した場合は、その都度）取り替えること。
7. 消毒済の器具は、未消毒の器具と区別した場所に置き、これを標示しておくこと。

26

出張美容を行う場合の 衛生上必要な措置



■美容師法施行条例 第5条

- ・ 法第7条ただし書の規定による美容所以外の場所における業を行う美容師が講ずべき法第8条第3号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第2条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

1. 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。
2. 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置



27

皮膚に接する器具



■理容師法施行規則 第24条

- ・ 法第9条第1号及び第2号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

■美容師法施行規則 第24条

- ・ 法第8条第1号及び第2号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。



28

消毒の方法



■理容師法施行規則 第25条

- 法第9条第2号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

■美容師法施行規則 第25条

- 法第8条第2号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

29

器具	消毒法
かみそり かみそり以外の器具で血液の付着しているもの又はその疑いのあるもの	- 沸騰後2分間以上煮沸 - エタノール水溶液（エタノール76.9%以上81.4%以下の水溶液）中に10分間以上浸す - 次亜塩素酸ナトリウムが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す
上記以外の器具	20分間以上1cm²あたり85μW以上の紫外線を照射 - 沸騰後2分間以上煮沸 10分間以上摂氏80度を超える湿熱に触れさせる - エタノール水溶液中に10分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく - 次亜塩素酸ナトリウムが0.01%以上である水溶液中に10分間以上浸す。 - 逆性石鹼が0.1%以上である水溶液に10分間以上浸す - グルコン酸クロルヘキシジンが0.05%以上である水溶液中に10分間以上浸す - 両性界面活性剤が0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す



30

業務停止処分

■理容師法 第10条

- 厚生労働大臣は、理容師が第7条第1号に掲げる者に該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- 都道府県知事は、理容師が第6条の2若しくは前条の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

31

業務停止処分

- 厚生労働大臣は、理容師が前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。
- 第1項又は前項の規定による取消処分を受けた者であっても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

32

業務停止処分

■美容師法 第10条

1. 厚生労働大臣は、美容師が第3条第2項第1号に掲げる者に該当するときは、その免許を取り消すことができる。
2. 都道府県知事は、美容師が第7条若しくは第8条の規定に違反したとき、又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。



33

業務停止処分

3. 厚生労働大臣は、美容師が前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。
4. 第1項又は前項の規定による取消処分を受けた者であっても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。



34



罰則



■理容師法 第15条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
1. 第6条の規定に違反した者
 2. 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 3. 第11条の2の規定に違反して理容所を使用した者
 4. 第13条第1項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 5. 第14条の規定による理容所の閉鎖処分に違反した者



35



罰則



■美容師法第18条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
1. 第6条の規定に違反した者
 2. 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 3. 第12条の規定に違反して美容所を使用した者
 4. 第14条第1項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 5. 第15条の規定による美容所の閉鎖処分に違反した者



36

ヘアカラーによるアレルギー反応



- 即時型アレルギー

ヘアカラーの最中～30分くらい後に現れ始める。

主な症状：息苦しさ、めまい等の気分の悪さ、意識喪失、強いかゆみや発赤、じんましん等の皮膚異常

- 遅発性アレルギー

ヘアカラー後から症状が現れ始め、48時間後にかけてひどくなる傾向にある。

主な症状：かゆみ、赤み、顔がはれる、ブツブツ等の皮膚異常

37

ヘアカラー施術中の確認事項

- 頭皮にしみやすい方、過去にしみたことがある方
- 頭皮保護オイル等を活用し、なるべく頭皮につけないように塗布する。頭皮等にしみる、チクチクする等の異常を感じた時は直ちにヘアカラーをよく洗い流す。
- お客さまにお声かけし、体調等に変化がないか確認する。



38

ヘアカラー施術中の確認事項

- 息苦しさ・めまい等の気分の悪さ、じんましん等の皮膚異常が現れた時は、直ちにヘアカラーをよく洗い流し、すぐに皮膚科医の診察を受けるよう案内する。
- ※万一、ヘアカラーが目に入ってしまった場合は、こすらず、直ちに水またはぬるま湯で15分以上よく洗い流し、すぐに眼科医の診察を受ける。
- ※ヘアカラーが顔、首筋等の皮膚につかないように施術する。ヘアカラーがついたときは、直ちに水で洗い落とす。

39

ヘアカラー施術後の確認事項

- ヘアカラーの薬剤が残らないようにしっかり洗い流す。理美容師は、流す際には必ず手袋をする。
- 乳化の際は、強くこすらず、やさしく行う。ヘアカラーの施術により、頭皮・肌は非常に敏感で傷つきやすい状態にあるので、十分注意が必要。
- 洗い流しが不十分だと、髪・頭皮を傷めることになる。ロングヘアの方、ネープ・こめかみ部分などはヘアカラーの洗い流しが不十分になりがちのため、十分気を付け、しっかり洗い流す。

40

ヘアカラー施術後の確認事項

- ヘアカラーによるかぶれには、アレルギー性と刺激性がある。アレルギー性のかぶれは、帰宅後に生じることがほとんどである。あとから、体調などに変化があったら連絡いただくようお願いする。



41

過硫酸塩を配合した脱色剤等による即時型アレルギーの副作用報告

- 脱色剤・脱染剤には、過硫酸塩（成分表示名称：過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウムなど）が配合されている製品がある。
- 過硫酸塩を配合した脱色剤及び脱染剤による即時型アレルギーの副作用報告がされた。
- 過去に過硫酸塩配合製品でアレルギー反応のかぶれを起こしたことのある方は、過硫酸塩配合製品を使用しないこと。



42

かつら用 ヘナ製品による アナフィラキシー について

**酸化染料を含むヘナ製品によるアナフィラキシーが発生
-かつら用の製品を頭髮に使ってはいけません-**

寄せられた事故情報
美容所で毛染め施術を受けた際、頭髪用ではない「かつら用ヘナ製品」が使用され、含まれていた酸化染料が原因でアナフィラキシーショックを発症し、救急搬送されたケースがあります。

ヘナ製品の概要

- ヘアカラーリング製品には、**染毛剤（医薬部外品）**と**染毛料（化粧品）**がある
- 染毛剤にはアレルギーを起こしやすい**酸化染料**（パラフェニレンジアミン等）が広く使用される
- 代替として植物由来の「ヘナ」を配合した**染毛料（化粧品）**も市場されている
- 一方、かつら用等として販売され、人体への使用を前提としない軽微な製品も存在する

テスト結果
インターネット上で販売されているヘナ製品の8銘柄を調査

かつら用	頭髪用
かつら用として販売されていた3銘柄すべてに、検出された酸化染料の表示がない銘柄があった。	かつら用の中には、用途の表示のない銘柄や、検出された酸化染料の表示がない銘柄があった。

かつら用として販売されていた3銘柄すべてに、検出された酸化染料の表示がない銘柄があった。

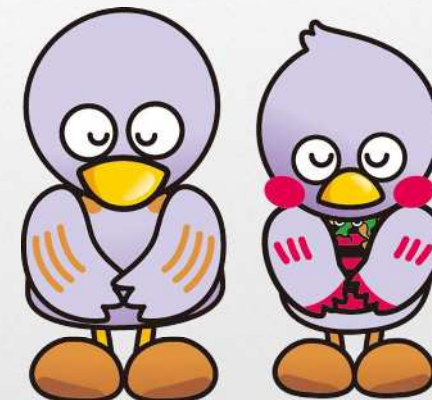
かつら用3銘柄すべてに、人の頭髪に使用できると受け取れる広告がみられた。

消費者へのアドバイス

- かつら用のヘナ製品は絶対に頭髪に使用しないこと。
- 美容室や理容所で施術を受ける際は、使用される製品が**頭髪用**であることを必ず確認しましょう。
- 酸化染料等にアレルギーの経験がある方は、パッチテストを行う前に**医師**へ相談しましょう。

お問い合わせセンター

衛生管理の遵守をお願いします。



44

出張理美容を行う場合における 衛生上注意する点について

- (1) 出張理容・出張美容に関する
衛生管理要領について
- (2) 消毒方法の確認
- (3) 頭部でわかる感染症
- (4) 届出について



1

理美容に関する衛生管理の 関係法令について

○理美容師法令

(法、施行令、施行規則、施行条例、施行細則)

- ・理美容の業を行う場合に講ずべき措置
- ・出張理美容を行う場合の衛生上必要な措置

⇒法令を遵守することが大前提

○出張理容・出張美容に関する衛生管理要領

- ・平成19年10月4日に厚生労働省通知で定められた
技術的助言
- ・より具体的な内容が記載されている

3

(1) 出張理容・出張美容に 関する衛生管理要領に ついて

2

①作業環境（第2、第4－1）

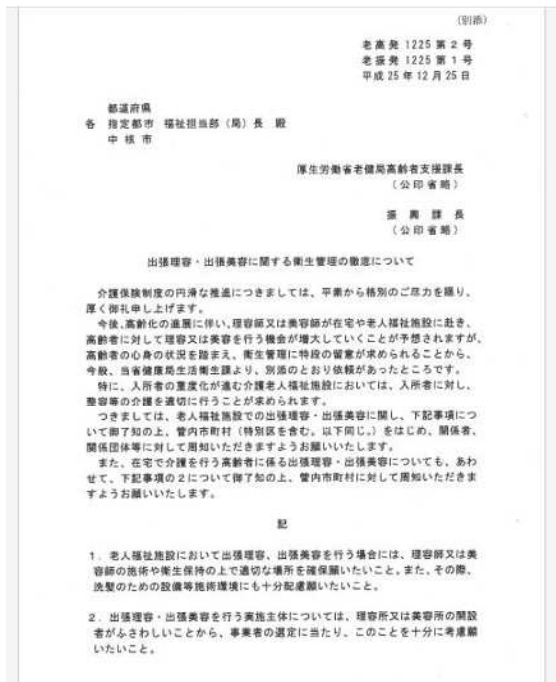
○衛生上適切な場所の確保

- ・区分された専用の作業室。
- ・作業場の床や腰張りは不浸透性材料を使用した構造。
これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料の
シートの上で作業を行う。

○「出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について」 (平成25年12月25日通知)

- ・老人福祉施設に対する周知を目的
- ・衛生上適切な場所の確保
- ・洗髪のための設備等の十分な配慮
- ・事業者の選定（理美容所の開設者がふさわしい）

4



5

②携行品等（第3、第4－2）

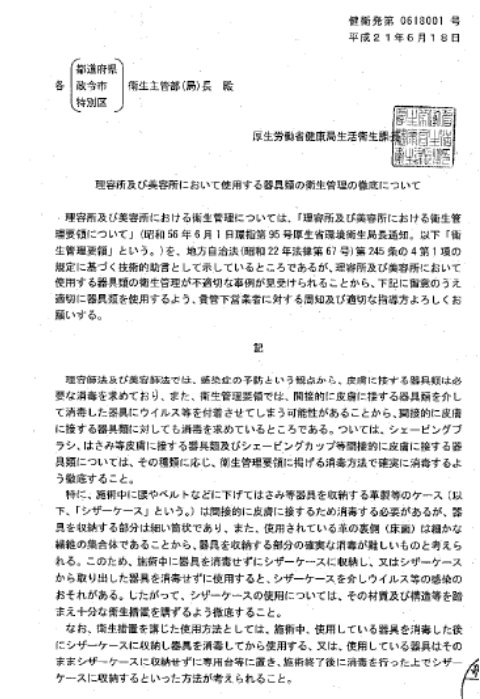
○携行する際の注意

- ・洗淨及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して収納ケース等に保管する。
- ・使用済みのかみそり及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して保管する。

○「理容所及び美容所において使用する器具類の衛生管理の徹底について」（平成21年6月18日通知）

- ・シザーケースは間接的に皮膚に接する器具類
- ・使用している器具を未消毒のまま保管してしまうとシザーケース内が汚染され、シザーケースを介してウイルス等の感染の恐れあり。

6



7

③衛生的取扱い等（第5）

- ・皮膚に接する器具類は客1人ごとに消毒した清潔なものを使用する。
- ・皮膚に接する器具類は、使用後に洗淨し、消毒する。
- ・毛髪等の廃棄物は出張先の市町村で対応が異なる可能性がある（産業廃棄物等）。確認して対応することが必要。
- ・感染症の患者又はその疑いのある者を扱う可能性があるかどうか、事前に確認することが望ましい。
⇒そのための準備が必要。基本的に手袋、ガウン等は使い捨て。感染症の種類によって消毒等が異なる。

8

④自主管理体制（第7）

○法人や代表者のもとで出張理美容の従事をしている場合

- ・事務所の管理、衛生の点検、定期的な健康診断、具体的な作業マニュアルの作成等をするため、衛生管理責任者として管理理美容師を置くことが望ましい。

9

④自主管理体制（第7）

○免許証等の持参・提示（R8.3.26改正により追加）

- ・出張理容・出張美容を行う際には理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証の本証や写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合はそれを提示すること。

10

(2) 消毒方法の確認

滅菌、殺菌、消毒、除菌の違い

○滅菌：すべての微生物を対象として、それらすべてを殺滅または除去すること

○殺菌：微生物を殺滅させること（対象や程度は含まない）

○消毒：感染症を起こさないと考えられる水準にまで病原微生物を減少または殺滅させること（無毒化）

※必ずしも微生物すべてを殺滅するものではない

※薬機法上の承認を受けており、表示が可能

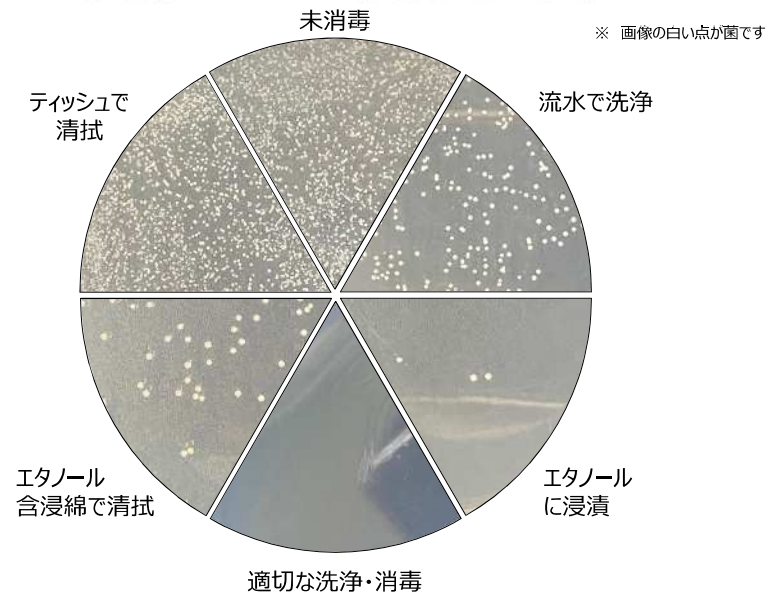
○除菌：微生物の数を減らすこと



11

12

適切な洗浄・消毒をしていますか？



13

！ 不適切な洗浄では汚れは落ちません。
血液の付着したステンレス板を不適切な方法で洗浄すると・・・



！ 時間がたつほど落ちにくくなります。



14

消毒の手順

①洗浄

②消毒

③水洗

④保管

15

①洗浄

16

洗浄方法

～理容所及び美容所における衛生管理要領～

器具：家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて器具の表面をこすり、十分な流水（10秒以上）で洗浄する。

- ※ 1 血がついた器具は、時間がたつと落ちにくいので直ちに洗いましょう！
- ※ 2 替え刃式のカミソリはホルダーも洗浄しましょう！
- ※ 3 スポンジは手を傷つけないように、柄のついたものを使いましょう！

布片：洗剤等を使用してお湯で洗浄する。



17

洗浄と消毒の関係性

汚染まな板及び消毒後のまな板の大腸菌群数（単位：cfu/100cm²）

まな板	汚染まな板(a)	消毒後のまな板(b)	減少率(%)
1	1.1×10^4	1.3×10^3	88.2
2	2.4×10^4	1.5×10^3	93.8
3	1.4×10^4	3.3×10^2	97.6
4	1.9×10^3	3.0×10 以下	98.4
5	2.7×10^3	5.8×10^2	78.5
6	8.4×10^3	1.8×10^3	78.6
平均	—	—	89.2

- 1) 減少率 = $(a-b) / a \times 100$ とした
- 2) 3.0×10 以下は30として減少率を計算した

18

洗浄と消毒の関係性

汚染まな板、洗剤洗い後、消毒後のまな板の大腸菌群数（単位：cfu/100cm²）

	汚染まな板(a)	洗剤洗い後(b)	減少率(%)	消毒後(c)	減少率(%)
1	2.2×10^4	1.0×10^3	95.5	3.0×10 以下	99.9
2	2.5×10^4	7.6×10^2	97.0	3.0×10 以下	99.9
3	6.9×10^3	3.6×10^2	94.8	3.0×10 以下	99.6
4	8.9×10^3	1.2×10^3	86.5	3.0×10 以下	99.7
5	1.6×10^4	1.4×10^3	91.3	3.0×10 以下	99.8
6	1.3×10^4	2.8×10^2	97.8	3.0×10 以下	99.8
平均	—	—	93.8	—	99.8

- 1) 減少率 = $(a-b) / a \times 100$ とした
- 2) 減少率 = $(a-c) / a \times 100$ とした
- 3) 3.0×10 以下は30として減少率を計算した

19

②消毒

20

消毒における器具の分類



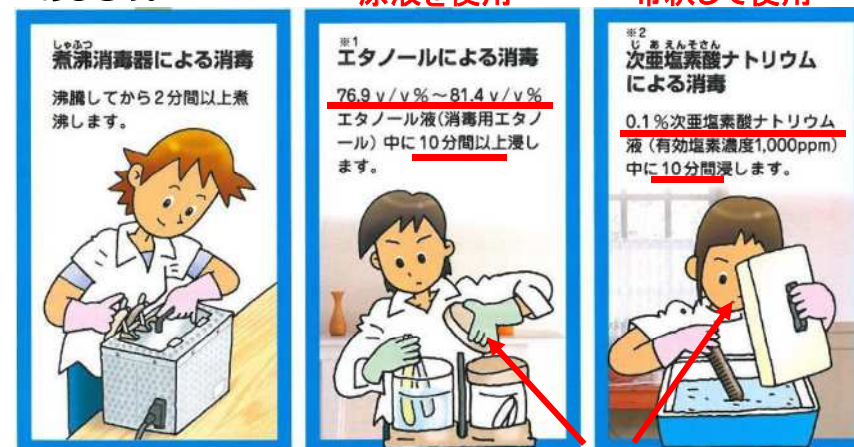
- ①
- ・カミソリ（頭髪のカットに使用するものを除く）
 - ・カミソリ以外の器具で、血液の付着しているもの
 - ・カミソリ以外の器具で、血液付着の疑いのあるもの
- ②
- ・カミソリ以外の器具で、血液が付着している疑いのないもの。 例) はさみ、くし、ブラシなど

21

消毒方法（1）

～理容師法施行規則第25条第1号～

- ① カミソリ（頭髪のカットに使用するものを除く）とカミソリ以外の器具で、血液の付着しているもの、またはその疑いのあるもの。
- 原液を使用 希釈して使用



必ず蓋付きの容器で！

22

消毒方法（2）

～理容師法施行規則第25条第2号～

- ② カミソリ以外の器具で、血液が付着している疑いのないもの。 例) はさみ、くし、ブラシなど

- ・①と同様の消毒
- ・紫外線照射による消毒（85μw/cm²で20分以上）
- ・蒸し器などによる消毒（80℃で10分以上）
- ・煮沸消毒器による消毒（沸騰して2分以上）
- ・エタノールによる消毒（消毒用エタノールを含ませた綿等で表面を拭取り）
- ・次亜塩素酸ナトリウムによる消毒（0.01～0.1%溶液に10分以上）
- ・逆性石けん液による消毒（0.1～0.2%溶液に10分以上）
- ・グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒（0.05%溶液に10分以上）
- ・両性界面活性剤による消毒（0.1から0.2%溶液に10分以上）

※クレゾール石けん液は使用できません。

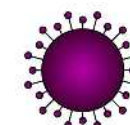


23

血液媒介感染症

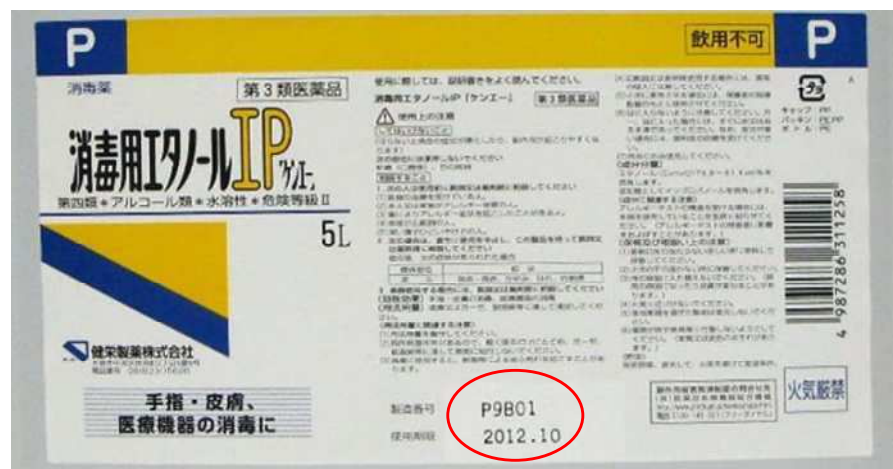
- ヒト免疫不全ウイルス（HIV）：免疫不全症候群
- B型肝炎ウイルス（HBV）：慢性肝炎等
- C型肝炎ウイルス（HCV）：慢性肝炎等

- ・カミソリの刃などについて感染者の血液が、理容師や美容師、他のお客さんの傷口などから体内に入り、感染。
- ・感染後すぐに発症しないことが多く、感染者本人が感染していることを自覚しないままに第三者に感染させる危険があるウイルス



24

保存期限の記載場所



25

消毒用エタノールと無水エタノールの違い

	消毒用エタノール	無水エタノール
濃度 (Vol%)	76.9~81.4	99.5以上
用途	揮発する時間が適当であり、器具類等の消毒に使用	瞬時に揮発するため、電気製品等の掃除に使用

⇒エタノールの濃度により用途が異なるため、消毒用途であれば「消毒用エタノール」と表示されているものを選ぶことが望ましい。

ただし、無水エタノールを消毒用エタノールと同等の濃度に希釈して使用することは可能。

26

次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水の違い

	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸水
pH	アルカリ性	酸性
主成分	次亜塩素酸イオン (ClO ⁻)	次亜塩素酸 (HClO)
保存性	原液で長期保存可能	不安定であり、保存状態次第では急速に効果がなくなる

⇒名前は似ているが、両者は別物。

消毒には「次亜塩素酸ナトリウム」を使用する。

27

③水洗

- ・消毒液を使用した場合は、流水でよく消毒液を洗い流す。
- ・清潔なタオル等で水気を拭く。
⇒濡れたままにしておくと錆びの原因になる。

28

④保管

- ・消毒した器具は戸棚の中や蓋つきの容器等衛生的に保管できる場所に保管する。
- ・未消毒の器具と区別して保管する。

29

タオルの洗浄・消毒について



* 蒸気消毒の場合

- ① 洗浄
- ② 80℃以上10分以上

* 薬物消毒の場合

- ① 洗浄
- ② 次亜塩素酸ナトリウム（0.1%溶液）に10分以上
- ③ 洗濯

消毒が終わったら、消毒済のものは未消毒のものと分けて保管し、「消毒済」の標示をして衛生的に保管します！

30

消毒方法のまとめ

【消毒することができる用途】					
消毒方法	血液の付着するおそれ	器具等		布片等	
		あり	なし	あり	なし
煮沸消毒器		○	○	○	○
蒸気消毒器			○		○
紫外線消毒器			○		
薬物消毒器	消毒用イタノール	○	○	○	○
	次亜塩素酸ナトリウム	○	○	○	○
	逆性石けん		○		○
	グルコン酸カルシウム		○		
	両性界面活性剤		○		

31

(3) 頭部でわかる感染症

32

シラクモ（頭部白癬）

- ・白癬は皮膚糸状菌という真菌（カビ）による感染症
- ・ケラチンというタンパク質が栄養源。
ケラチンが多く存在する場所であればどこにでも感染



鱗屑（りんせつ）



斑状脱毛

33

シラクモ（頭部白癬）

【特徴】

丸く髪が抜けてしまった部分の頭皮には鱗屑（りんせつ）と呼ばれるピンク色のフケのようなうろこ状のものができ
る脂漏性皮膚炎や円形脱毛症などと間違われやすい

※斑状脱毛が円形脱毛に酷似！！



皮膚科を受診してください。
自己判断で脂漏性皮膚炎用のステロイド
剤などを使用すると悪化してしまう場合
も！！

35

シラクモ（頭部白癬）

【症状】

脱毛、フケ かゆみが出ることは少ない

【治療】

抗真菌薬の内服と外用

【注意】

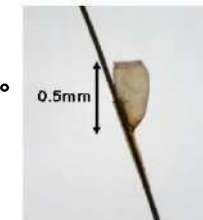
脱毛が起きている箇所から剥がれ落ちる角質や毛髪
に含まれる白癬菌が原因となり、他者へ広げてしま
う可能性がある。

動物と人間の間で白癬菌が感染してしまう可能性が
ある。

34

アタマジラミ

- ・ **不潔だから発生するというのは間違い。**
清潔・不潔に関係なく、うつって寄生
します。
- ・ 子どもに多い。「不潔だ」と言って、
差別やいじめにつながる例が見られる。



アタマジラミの生態

- 成虫・幼虫とも吸血する ●雄・雌とも吸血する ●吸血は1日に数回行う
- 成虫は、卵を一生の間に約 100 個・1日に約5～6個ずつ頭髮に産み付け
る ●成虫は約1～1.5 か月くらい生きる ●吸血しないと通常2～3日程度で
死ぬ ●吸血時唾液を注入する。唾液中のタンパク質がアレルギー反応を引き
起こす。 ●初めての寄生の最初の頃は痒みが出ない

36

発見時の処置

- ・ 髪の毛の回収→毛髪箱へ
- ・ 器具、タオル等の交換、消毒



37

その他のシラミ

ケジラミ（主に陰毛等に寄生する・大人に見られる）

- ・ アタマジラミとは形態が全く異なる。



コロモジラミ（主に着ている衣類に寄生する・衛生的生活環境が得られない一部の人に見られる）

- ・ 見た目はアタマジラミと形や大きさがそっくり。
- ・ 子どもの頭髪には寄生しない。
- ・ 発疹チフスや塹壕熱（Q熱）などの感染症を媒介する力をもっている。



ペットなどの動物(犬・猫・鳥等)に付くシラミ

- ・ 人には寄生しない。

38

保健所の手続きが必要なケース

法令に規定された特別な事情により出張理美容を行う場合



出張理美容届

出張理美容届出事項に変更がある場合
・ 出張理美容師の氏名・住所・所属する店舗
・ 出張理美容を行う場所
・ 器具の消毒方法、保管場所の変更（所属なしの場合）



出張理美容届出事項変更届

出張理美容をやめた場合



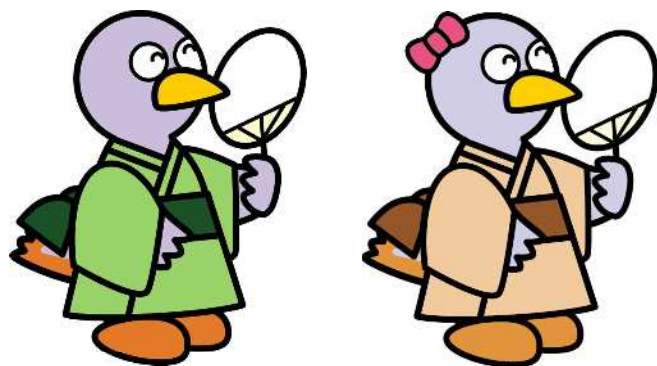
出張理美容廃止届

(4) 届出について

39

40

ご清聴ありがとうございました。



41

1 理容師法・理容師法施行令・理容師法施行規則（抜粋）

○理容師法（抜粋）

（昭和二十二年十二月二十四日）
（法律第二百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

- 第一条の二 この法律で理容とは、頭髮の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。
- 2 この法律で理容師とは、理容を業とする者をいう。
- 3 この法律で、理容所とは、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

（無免許営業の禁止）

第六条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

（営業場所の制限）

第六条の二 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

（理容の業を行う場合に講ずべき措置）

第九条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
- 二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
- 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

（理容所に必要な措置）

第十二条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

○理容師法施行令（抜粋）

（昭和二十八年八月三十一日）
（政令第二百三十二号）

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第四条 理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市又は特別区）が条例で定める場合

○理容師法施行規則（抜粋）

（平成十年一月二十七日）
（厚生省令第四号）

（皮膚に接する器具）

第二十四条 法第九条第一号及び第二号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

（消毒の方法）

第二十五条 法第九条第二号に規定する消毒は、器具を十分に洗淨した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒
- イ 沸騰後二分間以上煮沸する方法
- ロ エタノール水溶液（エタノールが七十六・九パーセント以上八十一・四パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。）中に十分間以上浸す方法
- ハ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- 二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒
- イ 二十分間以上一平方センチメートル当たり八十五マイクロワット以上の紫外線を照射する方法
- ロ 沸騰後二分間以上煮沸する方法
- ハ 十分間以上摂氏八十度を超える湿熱に触れさせる方法
- ニ エタノール水溶液中に十分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法
- ホ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・〇一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- ヘ 逆性石ケンが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- ト グルコン酸クロルヘキシジンが〇・〇五パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- チ 両性界面活性剤が〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

（清潔保持の措置）

第二十六条 法第十二条第一号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 二 洗場は、流水装置とすること。
- 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

（採光、照明及び換気の実施基準）

第二十七条 法第十二条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。
- 二 換気 理容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。

理容師法施行条例

平成十二年三月二十四日

条例第二十三号

改正 平成一五年 三月一八日 条例第二九号 平成二一年 三月三十一日 条例第一五号
平成二八年 一二月二六日 条例第六二号

理容師法施行条例をここに公布する。

理容師法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（理容の業を行う場合の衛生上必要な措置）

第二条 法第九条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 就業中は、身体を清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること。
- 二 客一人ごとに手指を石けん等で洗うこと。
- 三 顔そりのときは、清潔なマスクを使用すること。
- 四 理容に直接使用する客用の布片は、清潔なものを使用すること。
- 五 皮膚に接する布片等は、客一人ごとに、次に掲げる方法により消毒を行ったものと取り替えること。

イ 血液が付着しているもの又はその疑いがあるものは、理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号。ロにおいて「省令」という。）第二十五条第一号に規定するいずれかの方法によること。

ロ イに規定するもの以外のものは、省令第二十五条第一号又は第二号ハ、ホ若しくはヘに規定するいずれかの方法によること。

- 六 紙製の首巻き、まくら当て等は、客一人ごとに廃棄すること。
- 七 そり毛用の石けん水は、客一人ごとに廃棄すること。
- 八 消毒液は、毎週一回以上（汚濁した場合は、その都度）取り替えること。
- 九 消毒済の器具は、未消毒の器具と区別した場所に置き、これを標示しておくこと。

一部改正〔平成一五年 条例二九号・二一年 一五号〕

（理容所の衛生上必要な措置）

第三条 法第十二条第四号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 作業所の面積は、九・九平方メートル以上であること。
- 二 理容に使用するいすは、作業所の面積九・九平方メートルにつき二台以内とし、その面積が九・九平方メートルを超える場合は、その超える面積が三・三平方メートルを増すごとに一台を二台に加えた台数以内とすること。
- 三 洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。
- 四 天井の高さは、床面から二・一メートル以上とすること。
- 五 待ち合い所は、作業に支障のない場所に設け、かつ、固定した〇・九メートル以上の高さを有する物により、作業所と区画すること。
- 六 ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月一回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。
- 七 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を備えて置くこと。

一部改正〔平成二一年 条例一五号〕

（出張理容を行うことができる場合）

第四条 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号。第六条第一項において「政令」という。）第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 付近に理容所のないへき地に出張して理容を行う場合
- 二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二条第一号に

規定する被収容者又は同条第二号に規定する被留置者に対して理容を行う場合

三 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合

四 前三号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

追加〔平成一五年条例二九号〕、一部改正〔平成二一年条例一五号〕

（出張理容を行う場合の衛生上必要な措置）

第五条 法第六条の二ただし書の規定による理容所以外の場所における業（次条及び第七条において「出張理容」という。）を行う理容師が講ずべき法第九条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第二条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置

追加〔平成二一年条例一五号〕、一部改正〔平成二八年条例六二号〕

（出張理容を行う場合の届出）

第六条 理容師は、出張理容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、政令第四条第二号又はこの条例第四条第三号に掲げる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした理容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成二一年条例一五号〕

（出張理容に関する講習）

第七条 前条第一項の規定による届出をした理容師（理容所の開設者及び従業者を除く。）は、規則で定めるところにより、出張理容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならない。

追加〔平成二八年条例六二号〕

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成二一年条例一五号〕、一部改正〔平成二八年条例六二号〕

附 則

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に法第十一条第一項の規定による理容所の位置等の届出をしている者の当該届出に係る理容所が、第三条第一号又は第四号の規定に適合しない場合においては、これらの規定にかかわらず、当該理容所の構造設備を変更する場合を除き、当該理容所の衛生上必要な措置については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月十八日条例第二十九号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日条例第十五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第二条第五号の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出をしている者の当該届出に係る理容所が改正後の第三条第三号の規定に適合しない場合においては、当該理容所が増築され、又は改築されるまでの間は、当該理容所については、同号の規定は適用しない。

3 この条例の施行の日以後に出張理容を行おうとする理容師は、この条例の施行前においても、改正後の第六条第一項の規定の例により、知事に届け出ることができる。

4 この条例の施行前に前項の規定によりされた届出は、この条例の施行の日において改正後の第六条第一項の規定によりされた届出とみなす。

附 則（平成二十八年十二月二十六日条例第六十二号）

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成二十九年十二月規則第五十二号で、同二十九年十二月二十五日から施行）

理容師法施行細則（昭和四十一年三月三十日規則第十二号）

最終改正:令和 五年一〇月一七日規則第五一号

改正内容:令和 五年一〇月一七日規則第五一号 [令和6年4月1日]

○理容師法施行細則

昭和四十一年三月三十日規則第十二号

改正

昭和四四年 三月三十一日規則第八号
昭和四五年 一月二〇日規則第五号
昭和四六年 二月二四日規則第九一号
昭和四九年 一月二二日規則第三号
昭和五四年 三月三〇日規則第二八号
昭和五九年 三月三〇日規則第一六号
昭和六〇年 二月二七日規則第八九号
昭和六一年 三月二二日規則第一二二号
平成 三年 三月一九日規則第七号
平成 八年 二月二四日規則第七八号
平成 九年 三月二八日規則第二八号
平成一〇年 三月三十一日規則第四八号
平成一二年 三月三十一日規則第七三号
平成一四年 三月一九日規則第二〇号
平成一五年 三月一八日規則第二三号
平成一七年 五月一七日規則第一三八号
平成二〇年 八月二九日規則第七八号
平成二一年 三月三十一日規則第二二二号
平成二四年 八月一四日規則第五七号
平成二八年 三月一八日規則第一一一号
平成二九年 二月一五日規則第五三三号
令和 二年 二月一五日規則第八四号
令和 五年 一〇月一七日規則第五一号

理容師法施行細則をここに公布する。

理容師法施行細則

（開設確認済書の交付）

第一条 保健所長は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第十一条の二の規定による確認をしたときは、当該理容所の開設者に確認済書を交付しなければならない。

（出張理容の届出）

第二条 理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号。次項及び次条において「条例」という。）第六条第一項の規定による届出は、出張理容届を出張理容を行おうとする場所の所在地を管轄する保健所長（出張理容を複数の場所で行おうとする場合は、出張理容を行おうとする主たる場所の所在地を管轄する保健所長）に提出して行うものとする。

2 条例第六条第二項の規定による届出は、出張理容届出事項変更届又は出張理容廃業届を前項に規定する保健所長に提出して行うものとする。

（出張理容に関する講習）

第三条 条例第七条に規定する理容師は、届出をした日から一年以内に第一回の同条の規定による講習（以下この条において「講習」という。）を受けなければならない。

2 条例第七条に規定する理容師は、前項の第一回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三年の期間ごとに講習を受けなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、知事が定める。

（様式）

第四条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法第十一条の二の規定による検査の請求書及び理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号。次号及び第三号において「省令」という。）第十九条第一項の届出書 様式第一号

二 省令第二十条の届出書 様式第二号

三 省令第二十条の二第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条の二第一項の届出書 様式第三号

四 第一条の確認済書 様式第四号

五 第二条第一項の出張理容届 様式第五号

六 第二条第二項の出張理容届出事項変更届 様式第六号

七 第二条第二項の出張理容廃業届 様式第七号

2 法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、様式第八号の理容所廃止届を提出して行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。
(理容師法施行細則の廃止)
- 2 理容師法施行細則(昭和三十二年埼玉県規則第三十二号)は、廃止する。

附 則(昭和四十四年三月三十一日規則第八号)

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和四十五年一月二十日規則第五号)

この規則は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則(昭和四十六年十二月二十四日規則第九十一号)

この規則は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則(昭和四十九年一月二十二日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十四年三月三十日規則第二十八号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年三月三十日規則第十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十年十二月二十七日規則第八十九号)

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則(昭和六十一年三月二十二日規則第十二号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成三年三月十九日規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年十二月二十四日規則第七十八号)

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

附 則(平成九年三月二十八日規則第二十八号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成十年三月三十一日規則第四十八号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月三十一日規則第七十三号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月十九日規則第二十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十五年三月十八日規則第二十三号)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定並びに様式第一号、様式第二号、様式第三号(一)、様式第三号(二)及び様式第六号の改正規定(「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十七年五月十七日規則第百三十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年八月二十九日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成二十一年三月三十一日規則第二十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年八月十四日規則第五十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十八年三月十八日規則第十一号)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十九年十二月十五日規則第五十三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年十二月二十五日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に、理容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十三号)第六条第一項の規定による届出をした理容師(理容所の開設者及び従業者を除く。)に対する改正後の第三条第一項の規定の適用については、同項中「届出をした日から一年以内」とあるのは、「平成三十年十二月二十四日まで」とする。
- 3 この規則による改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和二年十二月十五日規則第八十四号)

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和五年十月十七日規則第五十一号)

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

2 美容師法・美容師法施行令・美容師法施行規則（抜粋）

○美容師法（抜粋）

（昭和三十二年六月三日）
（法律第百六十三号）

（目的）

第一条 この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「美容」とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

（無免許営業の禁止）

第六条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

（美容所以外の場所における営業の禁止）

第七条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

第八条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
- 二 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。
- 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

（美容所について講ずべき措置）

第十三条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

○美容師法施行令（抜粋）

（昭和三十二年八月三十一日）
（政令第二百七十七号）

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第四条 美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、美容所に來ることができない者に対して美容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市又は特別区）が条例で定める場合

○美容師法施行規則（抜粋）

（平成十年一月二十七日）
（厚生省令第七号）

（皮膚に接する器具）

第二十四条 法第八条第一号及び第二号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

（消毒の方法）

第二十五条 法第八条第二号に規定する消毒は、器具を十分に洗淨した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒
- イ 沸騰後二分間以上煮沸する方法
- ロ エタノール水溶液（エタノールが七十六・九パーセント以上八十一・四パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。）中に十分間以上浸す方法
- ハ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- 二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒
- イ 二十分間以上一平方センチメートル当たり八十五マイクロワット以上の紫外線を照射する方法
- ロ 沸騰後二分間以上煮沸する方法
- ハ 十分間以上摂氏八十度を超える湿熱に触れさせる方法
- ニ エタノール水溶液中に十分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法
- ホ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・〇一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- ヘ 逆性石ケンが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- ト グルコン酸クロルヘキシジンが〇・〇五パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- チ 両性界面活性剤が〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

（清潔保持の措置）

第二十六条 法第十三条第一号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 二 洗場は、流水装置とすること。
- 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

（採光、照明及び換気の実施基準）

第二十七条 法第十三条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。
- 二 換気 美容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。

平成十二年三月二十四日

条例第二十四号

改正 平成一五年 三月一八日 条例第三〇号 平成二一年 三月三十一日 条例第一六号
平成二八年 一二月二六日 条例第六二号

美容師法施行条例をここに公布する。

美容師法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（美容の業を行う場合の衛生上必要な措置）

第二条 法第八条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 就業中は、身体を清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること。
- 二 客一人ごとに手指を石けん等で洗うこと。
- 三 美容に直接使用する客用の布片は、清潔なものを使用すること。
- 四 皮膚に接する布片等は、客一人ごとに、次に掲げる方法により消毒を行ったものと取り替えること。
 - イ 血液が付着しているもの又はその疑いがあるものは、美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号。ロにおいて「省令」という。）第二十五条第一号に規定するいずれかの方法によること。
 - ロ イに規定するもの以外のものは、省令第二十五条第一号又は第二号ハ、ホ若しくはヘに規定するいずれかの方法によること。
- 五 紙製の首巻き、まくら当て等は、客一人ごとに廃棄すること。
- 六 消毒液は、毎週一回以上（汚濁した場合は、その都度）取り替えること。
- 七 消毒済の器具は、未消毒の器具と区別した場所に置き、これを標示しておくこと。

一部改正〔平成一五年 条例三〇号・二一年 一六号〕

（美容所の衛生上必要な措置）

第三条 法第十三条第四号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 作業所の面積は、九・九平方メートル以上であること。
- 二 美容に使用するいすは、作業所の面積九・九平方メートルにつき四台以内とし、その面積が九・九平方メートルを超え、二十三・一平方メートル以下である場合は、その超える面積が三・三平方メートルを増すごとに一台を四台に加えた台数以内とし、その面積が二十三・一平方メートルを超える場合は、その超える面積が三・三平方メートルを増すごとに二台を八台に加えた台数以内とすること。
- 三 洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。
- 四 天井の高さは、床面から二・一メートル以上とすること。
- 五 待ち合い所は、作業に支障のない場所に設け、かつ、固定した〇・九メートル以上の高さを有する物により、作業所と区画すること。
- 六 ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月一回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。
- 七 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を備えて置くこと。

一部改正〔平成二一年 条例一六号〕

（出張美容を行うことができる場合）

第四条 美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号。第六条第一項において「政令」という。）

第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 付近に美容所のないへき地に出張して美容を行う場合
- 二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二条第一号に

規定する被収容者又は同条第二号に規定する被留置者に対して美容を行う場合

三 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合

四 前三号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

追加〔平成一五年条例三〇号〕、一部改正〔平成二一年条例一六号〕

（出張美容を行う場合の衛生上必要な措置）

第五条 法第七条ただし書の規定による美容所以外の場所における業（次条及び第七条において「出張美容」という。）を行う美容師が講ずべき法第八条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第二条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置

追加〔平成二一年条例一六号〕、一部改正〔平成二八年条例六二号〕

（出張美容を行う場合の届出）

第六条 美容師は、出張美容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、政令第四条第二号又はこの条例第四条第三号に掲げる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした美容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張美容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成二一年条例一六号〕

（出張美容に関する講習）

第七条 前条第一項の規定による届出をした美容師（美容所の開設者及び従業者を除く。）は、規則で定めるところにより、出張美容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならない。

追加〔平成二八年条例六二号〕

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成二一年条例一六号〕、一部改正〔平成二八年条例六二号〕

附 則

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に法第十一条第一項の規定による美容所の位置等の届出をしている者の当該届出に係る美容所が、第三条第一号又は第四号の規定に適合していない場合においては、これらの規定にかかわらず、当該美容所の構造設備を変更する場合を除き、当該美容所の衛生上必要な措置については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月十八日条例第三十号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日条例第十六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第二条第四号の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をしている者の当該届出に係る美容所が改正後の第三条第三号の規定に適合しない場合においては、当該美容所が増築され、又は改築されるまでの間は、当該美容所については、同号の規定は適用しない。

3 この条例の施行の日以後に出張美容を行おうとする美容師は、この条例の施行前においても、改正後の第六条第一項の規定の例により、知事に届け出ることができる。

4 この条例の施行前に前項の規定によりされた届出は、この条例の施行の日において改正後の第六条第一項の規定によりされた届出とみなす。

附 則（平成二十八年十二月二十六日条例第六十二号）

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成二十九年十二月規則第五十二号で、同二十九年十二月二十五日から施行）

美容師法施行細則（昭和四十一年三月三十日規則第十三号）

最終改正:令和 五年一〇月一七日規則第五二号

改正内容:令和 五年一〇月一七日規則第五二号 [令和6年4月1日]

○美容師法施行細則

昭和四十一年三月三十日規則第十三号

改正

昭和四四年 三月三十一日規則第八号
昭和四五年 一月二〇日規則第五号
昭和四六年一二月二四日規則第九二号
昭和四九年 一月二二日規則第三号
昭和五四年 三月三〇日規則第二八号
昭和五九年 三月三〇日規則第一七号
昭和六〇年一二月二七日規則第九〇号
昭和六一年 三月二二日規則第一三号
平成 三年 三月一九日規則第八号
平成 八年一二月二四日規則第七九号
平成 九年 三月二八日規則第二九号
平成一〇年 三月三十一日規則第四九号
平成一二年 三月三十一日規則第七四号
平成一四年 三月一九日規則第二一号
平成一五年 三月一八日規則第二四号
平成一七年 五月一七日規則第一三九号
平成二〇年 八月二九日規則第七八号
平成二一年 三月三十一日規則第二三号
平成二四年 八月一四日規則第五八号
平成二八年 三月一八日規則第一二号
平成二九年一二月一五日規則第五四号
令和 二年一二月一五日規則第八五号
令和 五年一〇月一七日規則第五二号

美容師法施行細則をここに公布する。

美容師法施行細則

（開設確認済書の交付）

第一条 保健所長は、美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号。以下「法」という。）第十二条の規定による確認をしたときは、当該美容所の開設者に確認済書を交付しなければならない。

（出張美容の届出）

第二条 美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号。次項及び次条において「条例」という。）第六条第一項の規定による届出は、出張美容届を出張美容を行おうとする場所の所在地を管轄する保健所長（出張美容を複数の場所で行おうとする場合は、出張美容を行おうとする主たる場所の所在地を管轄する保健所長）に提出して行うものとする。

2 条例第六条第二項の規定による届出は、出張美容届出事項変更届又は出張美容廃業届を前項に規定する保健所長に提出して行うものとする。

（出張美容に関する講習）

第三条 条例第七条に規定する美容師は、届出をした日から一年以内に第一回の同条の規定による講習（以下この条において「講習」という。）を受けなければならない。

2 条例第七条に規定する美容師は、前項の第一回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三年の期間ごとに講習を受けなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、知事が定める。

（様式）

第四条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法第十二条の規定による検査の請求書及び美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号。次号及び第三号において「省令」という。）第十九条第一項の届出書 様式第一号

二 省令第二十条の届出書 様式第二号

三 省令第二十条の二第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条の二第一項の届出書 様式第三号

四 第一条の確認済書 様式第四号

五 第二条第一項の出張美容届 様式第五号

六 第二条第二項の出張美容届出事項変更届 様式第六号

七 第二条第二項の出張美容廃業届 様式第七号

2 法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、様式第八号の美容所廃止届を提出して行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。
(美容師法施行細則の廃止)
- 2 美容師法施行細則(昭和三十二年埼玉県規則第三十三号)は、廃止する。

附 則(昭和四十四年三月三十一日規則第八号)

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和四十五年一月二十日規則第五号)

この規則は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則(昭和四十六年十二月二十四日規則第九十二号)

この規則は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則(昭和四十九年一月二十二日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十四年三月三十日規則第二十八号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年三月三十日規則第十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十年十二月二十七日規則第九十号)

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則(昭和六十一年三月二十二日規則第十三号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成三年三月十九日規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年十二月二十四日規則第七十九号)

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

附 則(平成九年三月二十八日規則第二十九号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成十年三月三十一日規則第四十九号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月三十一日規則第七十四号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月十九日規則第二十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十五年三月十八日規則第二十四号)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定並びに様式第一号、様式第二号、様式第三号(一)、様式第三号(二)及び様式第六号の改正規定(「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十七年五月十七日規則第百三十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年八月二十九日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成二十一年三月三十一日規則第二十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年八月十四日規則第五十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十八年三月十八日規則第十二号)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十九年十二月十五日規則第五十四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年十二月二十五日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に、美容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十四号)第六条第一項の規定による届出をした美容師(美容所の開設者及び従業者を除く。)に対する改正後の第三条第一項の規定の適用については、同項中「届出をした日から一年以内」とあるのは、「平成三十年十二月二十四日まで」とする。
- 3 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和二年十二月十五日規則第八十五号)

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和五年十月十七日規則第五十二号)

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

健生発 0326 第 1 号
令和 8 年 3 月 26 日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right\}$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領の一部改正について

出張理容・出張美容については「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」（平成 19 年 10 月 4 日付け健発第 1004002 号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「衛生管理要領」という。）等に基づき、衛生管理の指導に当たっていただいておりますが、今般、衛生管理要領を別紙のとおり改正し、令和 8 年 3 月 26 日より適用することといたしましたので、改正の内容について十分御了知の上、適切な運用を図っていただくとともに、貴管下事業者等に対する周知及び指導等に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

別紙

○出張理容・出張美容に関する衛生管理要領 新旧対照表

(傍線部分が改正箇所)

改 正 後	改 正 前
第 1 ～ 第 4 (略) 第 5 衛生的取扱い等 1 ～ 13 (略) 14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（<u>令和 4 年 3 月 1 1 日 健感発第 0311 第 8 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知</u>）等を参考にする。 15 (略) 第 6 (略) 第 7 自主管理体制 1 ～ 2 (略) <u>3 免許証等の持参・提示</u> 出張理容・出張美容を行う際には、理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証の本証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示すること。	第 1 ～ 第 4 (略) 第 5 衛生的取扱い等 1 ～ 13 (略) 14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（<u>平成 1 6 年 1 月 3 0 日 健感発第 0 1 3 0 0 0 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知</u>）等を参考にする。 15 (略) 第 6 (略) 第 7 自主管理体制 1 ～ 2 (略) (新設)

(別添)

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領

第1 目的

この要領は、出張理容・出張美容に関する作業環境、携行品等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置により出張理容・出張美容に関する衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- 3 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第3 携行品等

出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 2 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

第4 管理

1 作業環境の管理

- (1) 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行品等の管理

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケ

ース等に保管すること。

- (2) 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

3 従業員の管理

営業者は、常に従業員の健康管理に注意し、従業員が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業員を作業に従事させないこと。

第5 衛生的取扱い等

- 1 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 2 作業中、従業員は清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- 3 従業員は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 4 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに置き替えること。
- 8 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 9 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- 10 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- 11 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- 12 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- 13 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに置き替

え又は洗浄し、常に清潔にすること。

- 14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（令和4年3月11日健感発第0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。

- 15 パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

第6 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。

第7 自主管理体制

1 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

2 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取り扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。

3 免許証等の持参・提示

出張理容・出張美容を行う際には、理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証の本証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示すること。

理容師・美容師のみなさんへ

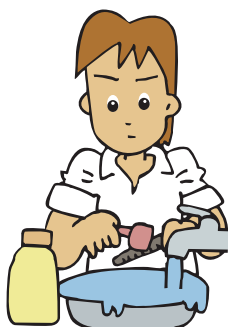
新しい消毒方法を 実行しましょう!!

理容師法施行規則及び美容師法施行規則により、平成 12 年 9 月 1
日から理容所、美容所での消毒の方法は、かんせんしょうたいさく感染症対策の充実強化の
けつえきばいかいせい観点から、血液媒介性のウイルスにも消毒効果のある消毒方法に改
正されています。新しい消毒方法を確実に実行して下さい。



消毒の手順

消毒前の洗浄



消毒



水洗



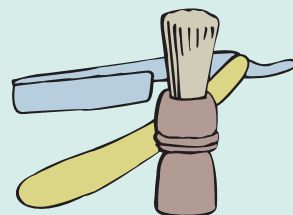
保管



❖ 皮ふに接する器具の分類 皮ふに接する器具を大きく 2 つに分けます。

- ① カミソリ（頭髪のカットのみの用途〔レザーカット〕に使用するカミソリを除く。【注】）とカミソリ以外の器具で、血液の付着しているもの、またはその疑いのあるもの。

【注】カミソリには、顔そり、襟足そり、頭髪のカットなど、用途により何種類かありますが、ここでは血液の付着の有無にかかわらず、顔そりのように直接肌に接する使い方をするカミソリを指します。



洗浄と消毒

消毒する前に十分洗浄する必要があります。「理容師法施行規則第 25 条」および「美容師法施行規則第 25 条」で、消毒前に十分な洗浄をすることを明記しています。

① の器具の^{せんじょう}洗浄と^{しょうどく}消毒

消毒する前に家庭用洗剤をつけたスポンジなどを用いて、器具の表面をこすり、十分な流水（10 秒間以上、1 リットル以上）で洗浄します。



- ①流水で洗うだけでなく、^{こすり}擦り洗いをします。血液が付着している器具は、時間がたつにつれ、擦り洗いをしても落ちにくくなりますので、ただちに洗うことが大事です。

血が付いたらすぐに…。



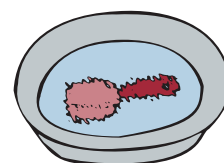
- ②スポンジなどは自分の手を傷つけないように柄の付いたスポンジなどを用いるのが良いでしょう。



- ③洗浄するとき、流水が飛散しないように注意することが必要です。

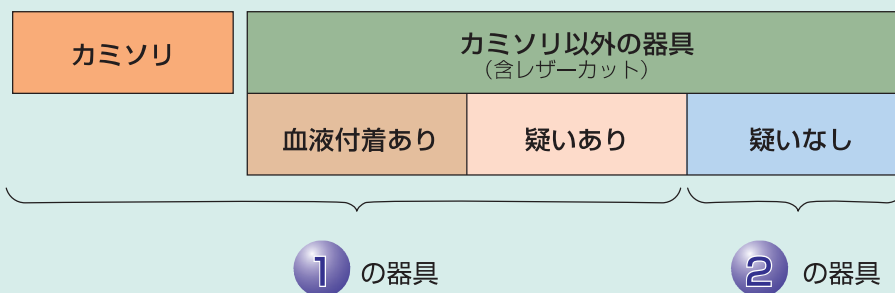


- ④洗浄に使用したスポンジなどは使用後、流水で十分洗浄し、汚れのひどい場合は 76.9v/v%～81.4v/v%エタノール液（消毒用エタノール）または次亜塩素酸ナトリウム液で消毒します。



② カミソリ以外の器具で血液が付着している疑いのないもの

例えば、はさみ、くし、ブラシなど



消毒は、次のいずれかの方法を行います

煮沸消毒器による消毒

沸騰してから 2 分間以上煮沸します。



※1 エタノールによる消毒

76.9v/v%～ 81.4v/v%
エタノール液（消毒用エタノール）中に 10 分間以上浸します。



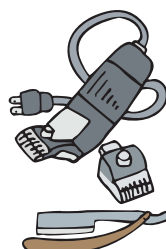
※2 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度 1,000ppm）中に 10 分間浸します。



注

- ①クリッパーは刃をはずして消毒します。
- ②替え刃式カミソリのホルダーは、刃をはさむ内部が汚れやすいので、刃をはずしてろ紙などを用いて清掃します。



洗 浄
と消毒が完了
しました。5 ページの「消毒後の水洗など」に進みます。

※1 消毒用エタノールを希釈せずに使用することが望ましいですが、無水エタノールまたはエタノールを使用する場合は、消毒用エタノールと同等の濃度に希釈して使用します。

※2 次亜塩素酸ナトリウム液は、保管中に塩素濃度の低下がみられるので、希釈した消毒薬の有効塩素濃度を確認することが望ましいです。

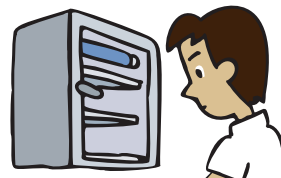
② の器具の洗浄と消毒 ① の器具と同じように洗浄して汚れを落としておくことが大事です。

✓ ① の器具と同様の消毒方法

煮沸消毒器、エタノール、次亜塩素酸ナトリウム液による消毒のいずれか。

✓ しがいせんしょうしや 紫外線照射による消毒

紫外線消毒器内の紫外線灯より $85\mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して、20 分間以上照射します。



✓ むき 蒸し器などによる じょうき 蒸気消毒

80℃をこえる蒸気に 10 分間以上触れさせます。



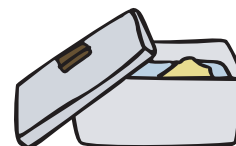
✓ エタノールによる消毒

76.9v/v%～81.4v/v%エタノール液（消毒用エタノール）を含ませた綿もしくはガーゼで器具表面をふきます。



✓ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.01%～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度 100～1,000ppm）中に 10 分間以上浸します。



✓ ぎやくせい 逆性石ケン液による消毒

0.1%～0.2%逆性石ケン液（塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウム）中に 10 分間以上浸します。



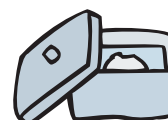
✓ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

0.05% グルコン酸クロルヘキシジン液中に 10 分間以上浸します。



✓ りょうせいかいめんかつせいざい 両性界面活性剤による消毒

0.1%～0.2%両性界面活性剤液（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩酸アルキルジアミノエチルグリシン）中に 10 分間以上浸します。



消毒は、
右のいずれかの
方法を行います。



※理容所・美容所で、現在保有しているクレゾール石ケン液については、在庫がなくなるまで、または使用期限まで使ってよいことになっています。

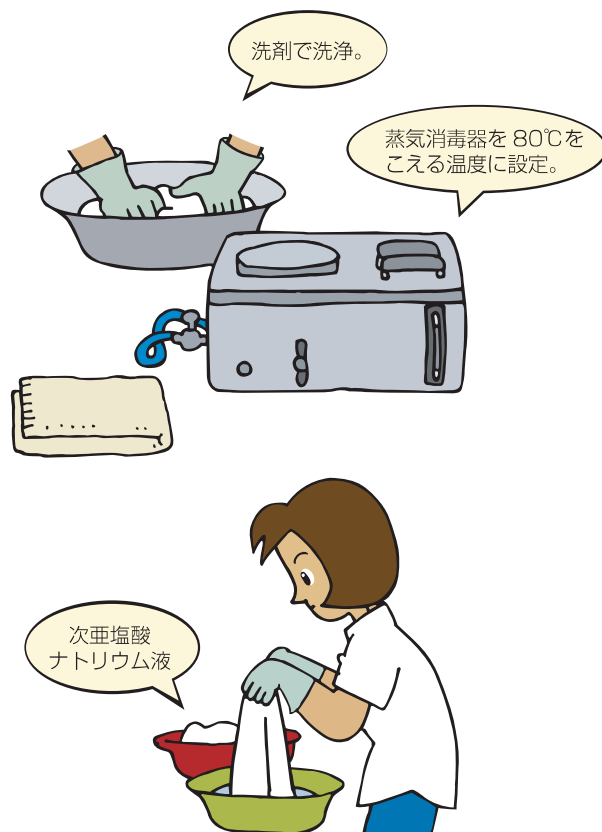
消毒後の水洗など

- 1 消毒した後は流水でよく消毒液を洗い流しておき、刃物は必要に応じて油を差しておきます。
- 2 消毒した器具は使用済みのものと区別して、収納ケースなどに保管します。



タオル類の消毒

- 1 加熱による場合は、使用したタオルおよび布類を洗剤で洗浄した後、蒸し器などの蒸気消毒器に入れ、器内が 80℃をこえてから 10 分間以上保持させます。この場合、器内の最上部のタオルなどの中心温度が 80℃をこえていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するように十分注意が必要です。
- 2 消毒液による場合は、使用したタオル、布類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒します。消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するか、または蒸し器に入れます。次亜塩素酸ナトリウム液は、消毒作用のほか漂白作用もあるため、色物の消毒には適しません。タオルは白色を使用するようにしましょう。



※血液が付着したタオル、布類は、廃棄するかまたは血液が付着している器具と同様の洗浄および消毒を行います。

手指の消毒

- 1 お客様1人ごとに手指の消毒を行います。
- 2 血液、体液等に触れ、目に見える汚れがある場合、あるいは、速乾性擦式消毒薬が使用できない場合は、流水と石けんを用いて少なくとも手指を15秒間洗浄します。
- 3 上記以外の場合は、速乾性擦式消毒薬を乾燥するまで擦り込んで消毒します。



その他の消毒

- 1 シェービングカップなどの間接的に皮ふに接する器具類についても、その材質に応じ、以上に掲げた消毒方法のいずれかの方法により消毒をします。
- 2 理容所・美容所内の施設、毛髪箱、汚物箱などの設備については、適宜、消毒します。



Q&A

Q1 希釈した消毒薬は、どのくらいもちますか。

A. 消毒用エタノールは希釈しないので、蒸発、汚れの程度にもよりますが、7 日以内に取り替えます。その他の希釈した消毒薬は、毎日取り替えます。

また、次亜塩素酸ナトリウム液の製品は、保管中に塩素濃度が薄くなることもあるので、有効塩素濃度を試験紙を用いて確認するようにします。



Q2 消毒薬の希釈方法はどうしたらいいですか。

A. 消毒薬は 1 種類の濃度の製剤ではなく、数種類の濃度が市販されています。元の濃度が何%であるか確認しておく必要があります。

《例》10%塩化ベンザルコニウム液より、0.2%液 2 リットルを作るとき、使用する原液の必要量 (X) は、

$$\frac{\left(\frac{10}{100}\right) \times X}{2000} \times 100 = 0.2$$

$$X = 0.2 \times 2000 \div 10$$

$$= 40$$

したがって、10%塩化ベンザルコニウム液 40m l に水 1960m l を加えて作ります。



ウイルスに感染する危険性



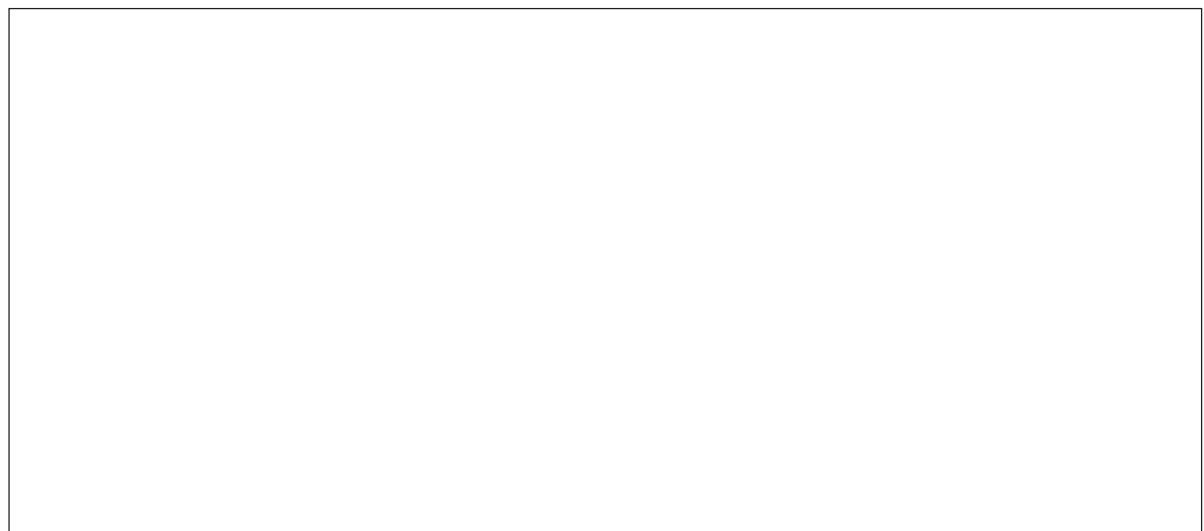
ヒト免疫不全ウイルス (HIV)、B型肝炎ウイルス (HBV)、C型肝炎ウイルス (HCV) は、血液を媒体として感染することがあります。理容所や美容所においては、カミソリの刃などについて感染者の血液が、理容師や美容師、他のお客さんの傷口などから体内に入り、2 次感染を及ぼす危険性があります。

HIV に感染して引き起こされるエイズは、免疫機能が働かなくなり、細菌やウイルス、カビなどに対する抵抗力が衰える深刻な病気です。HBV・HCV への感染による B型肝炎・C型肝炎は、慢性肝炎となり、それがやがて肝硬変や肝臓がんに行進する可能性があります。

参考：「やさしい肝炎の話」「これだけは知っておきたいウイルス肝炎」など ((財)ウイルス肝炎研究財団)

あります。なかでも、C型肝炎は、自然治癒することが極めてまれであり、肝硬変の原因の半分以上が HCV により引き起こされています。

しかし、HIV 感染からエイズ発症までは、平均約 10 年という長い時間がかかります。また、B型肝炎やC型肝炎に関しても、感染後すぐには症状の出ない人が大多数です。いずれも、感染者本人が感染していることを自覚しないままに第三者に感染させる危険があるウイルスですので、理容所や美容所でも、消毒を徹底するなど十分な注意が必要です。



平成 22 年 10 月

編集・発行／（財）全国生活衛生営業指導センター

〒105-0004 東京都港区新橋 6-8-2

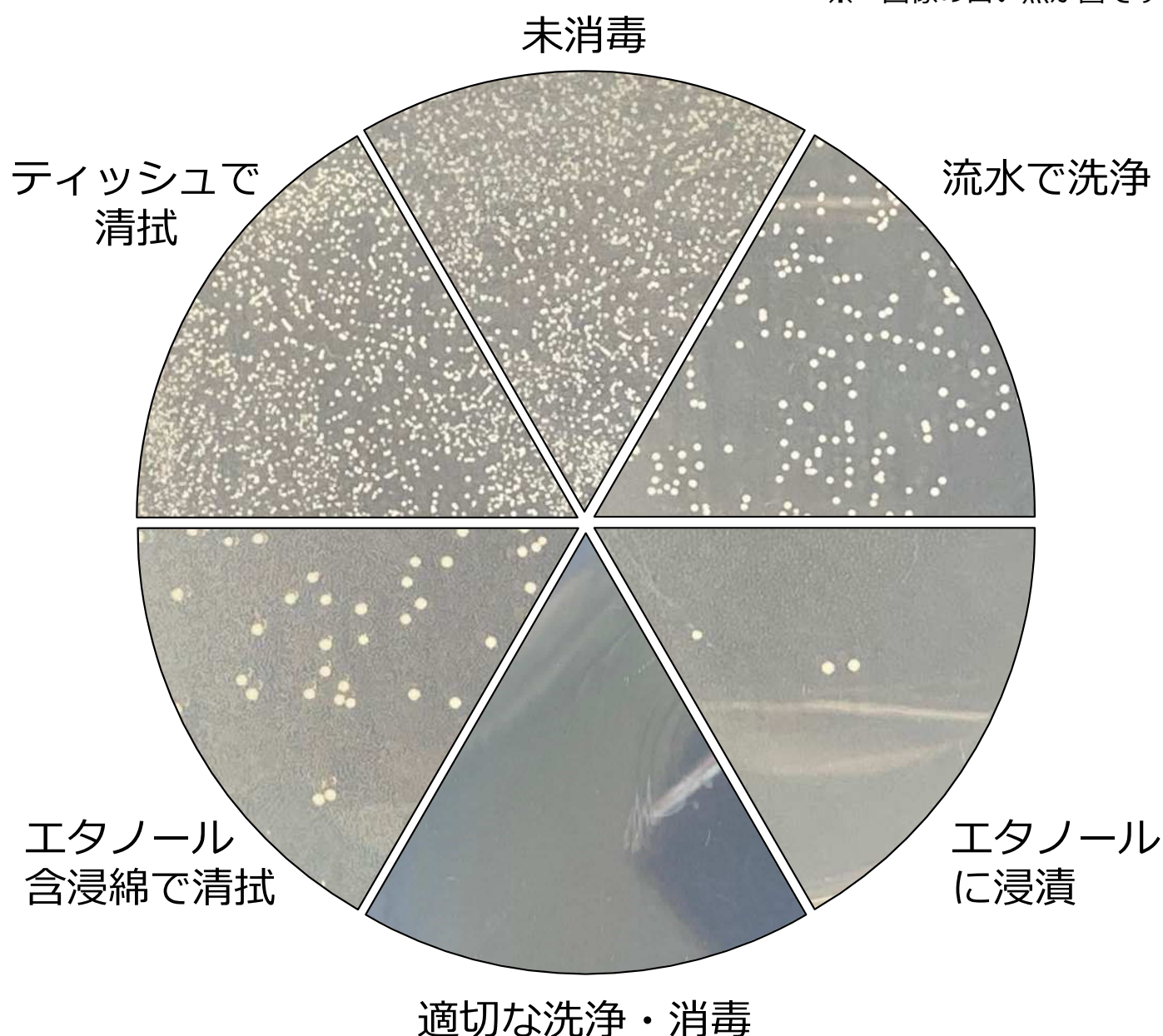
全国生衛会館 2F

TEL 03 (5777) 0341

FAX 03 (5777) 0342

適切な洗浄・消毒をしていますか？

※ 画像の白い点が菌です



埼玉県マスコット
「コバトン」

未消毒の器具にはたくさんの菌がいます

不十分な洗浄や消毒では菌は死にません

適切な洗浄・消毒をすると菌が死滅します

適切な洗浄・消毒法は内面へ→

適切な器具の洗浄・消毒方法

1. 洗 浄



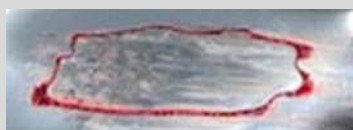
中性洗剤を付けたスポンジ等で器具の表面をこすり、髪の毛、皮脂、血液などの汚れを落とします。



十分な量の水で10秒以上流し、水気をよく拭きます。

水気を拭かないと、十分な消毒効果を得られないことがあります。

！ 不適切な洗浄では汚れは落ちません。血液の付着したステンレス板を不適切な方法で洗浄すると・・・



ティッシュで拭く

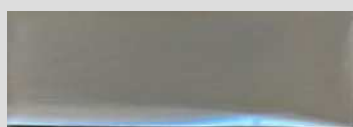


流水に当てる



消毒用エタノール
含浸綿で拭く

！ 時間がたてばたつほど汚れが落ちにくくなります。血液の付着したステンレス板を一定時間後に洗浄すると・・・



10分後に洗浄



1時間後に洗浄



2時間後に洗浄

2. 消 毒



血液の付着の有無や消毒する器具によって適切な方法で消毒します。

消毒方法は裏面をご覧ください。

3. 水 洗



消毒液を使用した場合は、流水で消毒液を洗い流します。



清潔なタオル等で水気をふきます。

濡れたままにしておくと錆の原因になります。

4. 保 管



消毒した器具は戸棚の中や蓋つきの容器など衛生的に保管できる場所に保管します。

未消毒の器具と区別しましょう。

【消毒の種類と消毒方法】

煮沸消毒器	2分間以上煮沸する
蒸気消毒器	80℃を超える蒸気に10分間以上触れさせる
紫外線消毒器	85μW／cm ² 以上の紫外線で20分間以上照射する
消毒用アルコール	血液付着あり：消毒用アルコール中に10分間以上浸す 血液付着なし：消毒用アルコールを含ませた綿等で拭く
次亜塩素酸ナトリウム	血液付着あり：0.1%次亜塩素酸ナトリウム液中に10分間以上浸す 血液付着なし：0.01%～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液中に10分間以上浸す
逆性石けん	0.1%～0.2%逆性石けん液中に10分間以上浸す
グルコン酸知れハキジン	0.05%グルコン酸知れハキジン液中に10分間以上浸す
両性界面活性剤	0.1%～0.2%両性界面活性剤液中に10分間以上浸す
※ 消毒用アルコールは週1回以上、その他の薬剤は毎日薬液を交換すること	

【消毒することができる用途】

消毒方法		器具等		布片等	
		血液の付着するおそれ			
		あり	なし	あり	なし
煮沸消毒器		○	○	○	○
蒸気消毒器			○		○
紫外線消毒器			○		
薬物消毒器	消毒用アルコール	○	○	○	○
	次亜塩素酸ナトリウム	○	○	○	○
	逆性石けん		○		○
	グルコン酸知れハキジン		○		
	両性界面活性剤		○		

埼玉県生活衛生課

環境衛生・ビル監視担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

☎048-830-3613

アタマジラミ 注意報!

アタマジラミ
って
どんなもの?



近年、
アタマジラミに関する相談が保健所に寄せられています。
正しい知識を持って適切に予防や駆除を行いましょう。

成虫

2～4mm 灰白～灰黒色

オスもメスもヒトの頭皮から血を吸います。
(血を吸われたところがかゆくなります。)
メスは一日に約5～8個、卵を産みます。
頭皮にしがみついています、落ちると吸血できないので約3日で死にます。飛び跳ねたり、空中を飛んだりしません。

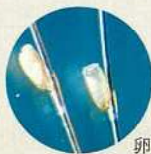


成虫の雌と卵

卵

約0.5mm 乳白色

髪の毛の根元ちかくに、しっかりと付着しています。



卵

●卵がよく見つかる場所

髪の毛の根元ちかくに卵の付着がみられます。特に後頭部や耳のうしろの髪のはえぎわなど、洗にくいところに多くみられます。

●卵とフケの見分け方

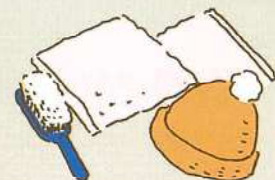
指ではさんでひっぱります。
卵…髪の毛にはりついていて、なかなか動きません。
フケ…簡単に動きます。

※卵と間違いやすいものにヘアカーストや皮脂などがありますが、これらは簡単に取り除けます。



ヒトからヒトへのうつりかた

- 頭髪が接触(くっついて遊ぶ、頭をつけて眠るなど)
- 髪の毛に触れるものの共用(クシ、タオル、帽子、枕など)



※プール内での感染はほとんどありません。

なぜ小さな子供に多いの?

身体をよせあつて遊んだり、集団生活が多いことから大人よりうつりやすいと考えられます。また、子供は自分で洗髪すると十分に洗えず、虫が定着してしまうことがあるからです。



アタマジラミは、不潔さとは関係なくどんな人にも発生します。
また、アタマジラミから病気がうつることはありません。(かゆみによるかき傷で化膿を引き起こすことがあるので注意しましょう)

問い合わせ先

埼玉県生活衛生課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111(代)
南部保健所	川口市前川1-11-1	048-262-6111
朝霞保健所	朝霞市青葉台1-10-5	048-461-0468
春日部保健所	春日部市大沼1-76	048-737-2133
草加保健所	草加市西町425-2	048-925-1551
鴻巣保健所	鴻巣市東4-5-10	048-541-0249
東松山保健所	東松山市若松町2-6-45	0493-22-0280
坂戸保健所	坂戸市石井2327-1	049-283-7815
狭山保健所	狭山市稲荷山2-16-1	04-2954-6212
加須保健所	加須市南町5-15	0480-61-1216
幸手保健所	幸手市中1-16-4	0480-42-1101
熊谷保健所	熊谷市末広3-9-1	048-523-2811
本庄保健所	本庄市前原1-8-12	0495-22-6481
秩父保健所	秩父市桜木町8-18	0494-22-3824

理容師・美容師の皆様へ

お客様(主に子供)の頭髮に
アタマジラミを見つけたら、
どのような点に注意が必要でしょうか。
慌てず騒がずに頭髮を扱うプロとして
正しい認識と対応をお願いします。

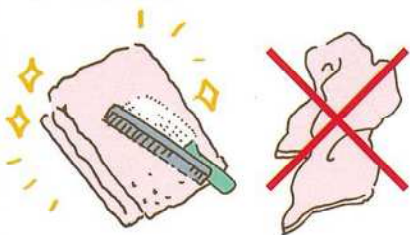
アタマジラミを見つけたら

作業は、理容師法・美容師法で定められている衛生措置(*)
を適切に行っていただければ、通常どおりでかまいません。
(施術を断ることのないようにしましょう。)

施術後

くし、ブラシ類、タオル類の処理

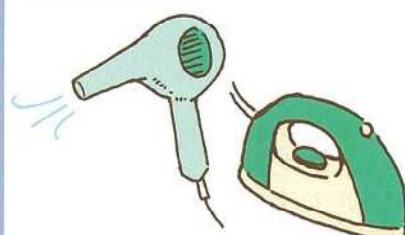
●くし、ブラシ類、タオル類、クロス類、作業衣
など、一人ごとに交換してください。
また、使用後の物を未使用の物と一緒にし
ないでください。



●使用後のくし、ブラシ類にはアタマジラミ
が付着していたり、根元に挟まっている可
能性がありますので十分に洗ってください。
また器具を
60℃以上に保っ
たお湯に5分以
上浸けることで
成虫、幼虫のほ
か卵も駆除でき
ます。

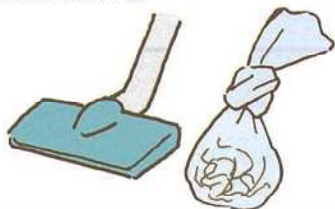


●タオル類、クロス類、作業衣は同様に熱湯
処理、洗濯をしてください。洗えないものは
アイロンをかけるかドライヤーなどで熱処
理してください。



床の処置

●アタマジラミが床からはい上がってうつ
ることはありません。
カットで落ちた頭髮は、掃除し、ゴミ袋に
入れてください。床に殺虫剤を散布する
必要はありません。



お客様への適切なアドバイス

お客様の頭髮にアタマジラミの虫や
卵と疑わしいものが付着していたら、
周囲に配慮しながらお客様(保護者)
に状況をご説明ください。

お客様が駆除の対処法等に不安を
感じているようであれば、保健所や皮
膚科などに相談するようアドバイスを
お願いします。



アタマジラミは、
手で触ることですつるものでは
ありません。
アタマジラミは、
飛んだり跳ねたりしません。

理容師法・美容師法に基づき、埼玉県では条例で作業を行う上での衛生上必要な措置を
定めています。(理容師法施行条例第二条及び美容師法施行条例第二条抜粋)(*)

- 就業中は、身体を清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること
- 客一人ごとに手指を石けん等で洗うこと
- 理容/美容に直接使用する客用の布片は、清潔なものを使用すること
- 皮膚に接する布片等は、客一人ごとに、規定の消毒方法により消毒を行ったものと取り替えること
- 紙製の首巻き、まくら当て等は、客一人ごとに廃棄すること



酸化染料を含むヘナ製品によるアナフィラキシーが発生 - かつら用の製品を頭髮に使ってはいけません -

寄せられた事故情報

美容所で毛染め施術を受けた際、頭髮用ではない「**かつら用ヘナ製品**」が使用され、含まれていた**酸化染料**が原因で**アナフィラキシーショック**を発症し、救急搬送されたケースがあります。

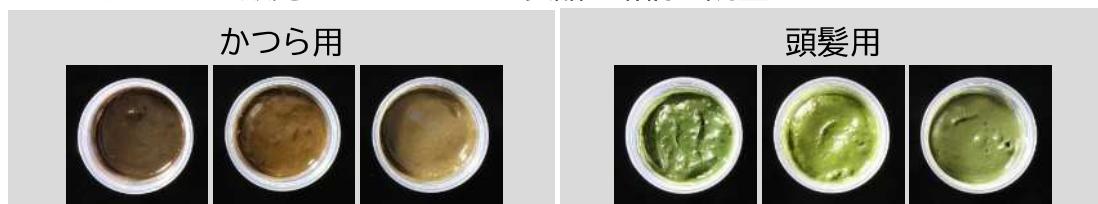


ヘナ製品の概要

- ・ ヘアカラーリング製品には、**染毛剤**(医薬部外品)と**染毛料**(化粧品)がある
- ・ 染毛剤にはアレルギーを起こしやすい**酸化染料**(パラフェニレンジアミン等)が広く使用される
- ・ 代替として植物由来の「ヘナ」を配合した**染毛料**(化粧品)も市販されている
- ・ 一方、**かつら用**等として販売され、人体への使用を前提としない雑貨扱いの製品も存在する

テスト結果

インターネット上で販売されているヘナ製品6銘柄を調査



かつら用として販売されていた3銘柄すべてに**酸化染料**が含まれていた

かつら用の中には、**用途の表示がない**銘柄や、検出された**酸化染料の表示がない**銘柄があった

かつら用3銘柄すべてに、**人の頭髮に使用できると受け取れる広告**がみられた

消費者へのアドバイス



1. かつら用のヘナ製品は**絶対に頭髮に使用しないでください**



2. 美容所や理容所で施術を受ける際は、使用される製品が**頭髮用**であることを必ず確認しましょう



3. 酸化染料等にアレルギーの経験がある方は、**パッチテスト**を行う前に**医師へ相談**しましょう



独立行政法人
国民生活センター



イラスト: 川崎敏郎